

危険廃屋等 解体撤去促進事業補助金

【問合せ先】本庁建築住宅課建築指導グループ ☎(23)5111(内線3642)

適切な管理が行われていない危険廃屋などが防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況が見られます。本市では地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的に、当該危険廃屋などを解体撤去する方に対して、補助金を交付します。

補助対象者

- 次のいずれかとなります。
- ①市税を滞納していない方で、かつ市内に所在する危険廃屋などの所有者または当該危険廃屋などの解体撤去について所有者から委任を受けた方
 - ②市長が適当と認める方

補助対象工事

- 次の全てを満たす工事です。
- ①工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上であること
 - ②市内に本店または営業所を有し、かつ解体工事の資格を持つ業者に依頼する工事であること

対象とならない工事など

- 次の工事などは対象となりません。
- ①公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となる解体撤去工事
 - ②建築物以外の工作物などの解体撤去工事
 - ③抵当権その他第三者の権利が設定

されている危険廃屋など(その効力が既に失効しているにもかかわらず、登記事項証明書に記載されているものを除く)

- ④解体撤去完了の日から3年以内に、当該土地の売却または当該土地への建築物などの建設の計画があるもの

申請受付

【受付開始日】6月30日(月)

【受付場所】本庁建築住宅課または
甌島4支所地域振興課

注意事項

- *交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。
- *対象となるには一定の要件を満たす必要があります。



耐震診断・ 改修補助金制度

地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修の経費を助成します。

【問合せ先】本庁建築住宅課建築指導グループ ☎(23)5111(内線3642)

【補助交付の要件】

- 次の①～③のすべての要件を満たす場合に交付します。
- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下のもの
 - ②耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること
 - ③市税などを滞納していないこと

【診断補助金の額】

交付対象経費の3分の2以内とし、1棟につき6万円が限度額

【改修補助金の額】

交付対象経費の10分の9以内とし、1棟につき30万円が限度額

要件を満たす住宅耐震改修を行った場合、次のような特別控除および減額措置を受けることができます。



【所得税額の特別控除】

当年分の所得税額から住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(最高25万円、補助額は控除)が控除されます。

【固定資産税の減額措置】

固定資産税の減額措置の適用対象となります(耐震改修の費用が50万円未満である場合を除く)。

がけ地近接等危険住宅 移転事業補助金制度

がけの崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅の移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅などの除去に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得などに要する経費を助成する制度です。

【問合せ先】本庁建築住宅課建築指導グループ ☎(23)5111(内線3642)

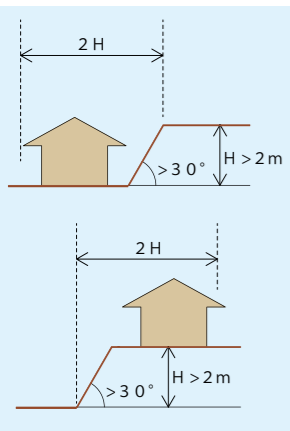
【対象住宅】

本人または親族が継続して居住している住宅で、次のいずれかに該当するものが対象です。

- ①がけの下端(上端)からがけの高さの2倍以内に住宅が建っている場合で、昭和46年8月31日以前に建築されたもの

- ※高さ2m超、水平面との角度30度超
- ②建築後に災害などで安全上支障が生じ、是正勧告を受けたもの

- ③災害危険区域内(急傾斜崩壊危険区域)に建っているもの。ただし、当該区域に係る防災工事が完了している地区は除く



補助内容

区分	限度額	助成内容
危険住宅除去費	780,000円	実費補助
建設(購入)費	4,440,000円	金融機関から借り入れをしたときの、利息に対する助成
土地取得費	2,060,000円	
敷地造成費	580,000円	

補助対象および補助金

定義	要件	補助金
危険廃屋	・建築物であること(門・塀を含む)	工事費の3分の1 上限額 30万円
認定廃屋	・所有者などが現に居住その他の用に使用していないこと	
景観支障廃屋	危険廃屋・認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域(甌島)に所在するもの	工事費の3分の2 上限額 60万円